

令和7年 7月9日

関係各位

周南市ソフトテニス連盟
会長 竹島 弘
(公印省略)

令和7年度 2級審判員検定会および講習会の開催について(ご案内)

標記、検定会および講習会を下記の要領で開催いたしますので、多数参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

記

1. 主 催 周南市ソフトテニス連盟
2. 日 時 **令和7年 8月30日(土) 9:00～12:30(受付完了後講習会実施)**
3. 会 場 **周南市学び・交流プラザ**
(受付&講義:多目的ホール)
4. 受講資格 令和7年度の会員登録を完了している者
5. 受講料および認定料
 - ①新規取得者(一般) 4,800 円 (申請料3,300円、受講料500円、ハンドブック1,000円)
 - ②新規取得者(高校生) 3,800 円 (申請料2,300円、受講料500円、ハンドブック1,000円)
 - ③更新者 2,800 円 (申請料2,300円、受講料500円)
 - ④ジュニア審判からの移行者 2,800 円 (申請料1,300円、受講料500円、ハンドブック1,000円)
 - ⑤受講のみ 500 円
6. 申込方法 (1)申込期日 令和7年 8月7日(木) 厳守
(2)申込み先 (Eメール) s.kawasaki.i1@tokuyamagr.com
※Eメールのみ受付とし、口頭、電話、郵送受付不可
7. 講師(予定) 河崎 翔太(日本ソフトテニス連盟公認 1級審判員)
8. その他 (1)審判有効期限内(6年間)に講習会に参加していない方は原則更新手続きはできません。
各団体の責任にて、有効期限をご確認ください。
(2)受講までに必ず今年度会員登録を完了させて下さい。受講しても認定ができません。
(3)新規取得者は認定申請書、更新予定者は更新申請書を記入の上、持参してください。
***申請書は本案内の添付申込書or県連HPを参照ください。**
可能な限り本案内添付申込書を利用してください。
(4)筆記用具、及びテニスができるもの(運動着、シューズ等)を準備してください。
(5)新規取得者、Jr移行者についてはハンドブックの購入必須となります。
更新及び受講のみの方でハンドブックが必要な方は申込書に記入して下さい(1,000円/冊)。
(6)当日は受講料、及び申請料をお釣りが無いよう持参願います。
※毎年受付時は混雑が生じますので、各団体ごとで受付願います。
9. 問合せ先 周南市ソフトテニス連盟
河崎 翔太 (TEL) 090-7124-5772
(Eメール) s.kawasaki.i1@tokuyamagr.com

1 **審判講習会等**への参加について

- ① 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された者は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで参加を控える。解除後も、発症から10日を経過するまでは、プレー以外の場面ではマスクの着用を推奨する。
※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する。
- ② 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をして参加しない。

2 参加者シートの提出について
提出を求めない。

3 **審判講習会等**に参加する際の留意点

- ① 周囲の人との距離については、大声を伴わない場合は、人と人とが触れ合わない間隔を保ち、大声を伴う場合は、前後左右の身体的距離を最低1m空け、対面を避けること。(感染症拡大時等、主催者の判断でマスクの着用を推奨する場合がある。)
※ただし、激しいプレーにより呼気が激しくなった場合は、感染予防の観点から、少なくとも2mの距離を空けること。
- ② 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは行わないこと。
- ③ **見学者**については、「密」にならないように、一定の距離を保って**見学**すること。
- ④ 用具、用品（ラケット、タオル、ウェア等）のシェアをしないこと。また、マイボトルを用意し、**参加者同士**のコップの共有、使い回しを行わないこと。
- ⑤ **休憩時間等**の度に、こまめな手洗いを行うこと。
- ⑥ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。
- ⑦ 会場において発生したゴミは、各自で必ず持ち帰ること。

4 マスクの着用について

個人の判断が基本であり、原則不要とする。

但し、次の場合には、特別な事情がなければマスクを着用すること。

- ・人との距離（目安 2m）が保てず会話をする場合
- ・受付、**受講**、着替え等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する場合

※ 熱中症予防のためにマスクを外すことは構わない。

○上記の点について協力を得られない場合は、他の参加者の安全を確保する等の観点から、**講習会等**への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあるので注意すること。

○留意事項については、感染症の拡大状況に応じて変更する場合があること。

ー参考資料ー

- ・ソフトテニス大会等の開催における感染拡大ガイドライン
(公財)日本ソフトテニス連盟 2023年2月25日版
- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部 2023年3月31日版
- ・厚生労働省の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の療養機関の考え方等について (令和5年5月8日以降の取り扱いに関する事前の情報提供)」の事務連絡について
【スポーツ庁・事務連絡】2023年4月18日付